

# 大学通信教育のスクーリング実施の変化と その要因に関する考察

—大規模文系大学 A 大学の事例をもとに—

石原 朗子  
小林 建太郎  
鈴木 克夫

## 【抄録】

本研究では、大学通信教育のスクーリングが、時代を経てどのように変化したか、なぜ変化したかを実証的に示すことを目的とする。大学通信教育は1947年に大学基準協会により制定された「大学通信教育基準」と、1981年に文部省により制定された「大学通信教育設置基準」により規定されている。このうち、「大学通信教育基準」では、スクーリングについて人格の陶冶をその開始時の理念としつつも、幾度かの変更を経て、授業時間数のみの重視に変わっている。本研究の対象とした A 大学でもその影響は確認でき、1980年代初頭にスクーリングをめぐる期間、単位数の考え方が大きく変化した。この時期は放送大学構想が具体化した時期である。この放送大学構想とそれに関わる大学通信教育設置基準の変化からは、放送大学の設置がスクーリングの捉え方の点でその後の大学通信教育に大きな影響を与えたことが示された。

キーワード：大学通信教育，スクーリング，大学通信教育基準，大学通信教育設置基準，  
放送大学

## 1. 研究の目的

日本の大学通信教育は1947年の学校教育法の制定により制度化され、1950年に大学の教育課程として文部省により認定された。その初期には文部省による規定はなく、趣旨や目的、実施に関しては大学基準協会の「大学通信教育基準」により規定されていた。

大学通信教育は当初、遠隔教育であり自学自習の代表である「印刷教材による授業」と、対面教育である「面接授業」により構成されていた。その後、1981年になり、文部科学省により「大学通信教育設置基準」が制定され、さらに、メディアの進歩に伴う遠隔教育の方法の拡大が起こる。

現在の大学通信教育の授業形態には、①印刷教材等による授業、②放送授業、③面接授業、④メディアを利用して行う授業の4つの方式がある。このように方法が多様化しつつも、その柱が「印刷教材等による授業」と「面接授業（スクーリング）」であることには異論が少な

ろう。

特に、日本の大学通信教育では、創設期から面接授業が重視されている。そこには、「教育の歴史は対面教育であった」<sup>1)</sup>という表現が見られるように、近代まで教育の中心が対面教育にあり、第二次世界大戦以前において理想の教育は対面教育と考えられ、その機会に与れない者への教育として通信教育があった。だからこそ、戦後すぐの議論において、たとえ教育に専従できない勤労学生であっても、大学教育として意味を成すには対面教育の部分は不可欠と考えられていた。

このようにいずれの時代も対面教育重視の発想から、面接授業、すなわちスクーリングは重視されて続けてきた。しかし一方で、その意味付けは70年近い歴史の中で変わってきていると予想され、それに関わり、スクーリングのあり方も変わってきていることが予想される。

大学通信教育になじみ親しむ者は、昔のスクーリングは期間も長く今より大変だったということを経験的に、伝聞的には知っている。しかし、そのことは今までの研究においては実証的に示されていない。

そこで、本研究ではスクーリングの変化を特定大学の事例をもとに実証し、その要因を検討することを目的とする。そのために、はじめに制度的側面であるスクーリングにかかる基準の変遷について述べる。

## 2. スクーリング（面接授業）に係る基準の変遷

大学通信教育におけるスクーリング（面接授業）の変化を捉えるには、まず、大学通信教育を規定している基準の検証から始めなければならない。それ自体、この間に大きな変貌を遂げているからである。

### 2.1 「大学通信教育基準」（大学基準協会）の変遷

大学通信教育は、1947年に公布・施行された「学校教育法」によって制度化されたが、省令としての設置基準が制定されたのは、ずっと後の1981年10月である。それまでの間は、大学基準協会の「大学通信教育基準」が設置基準の役割を担っていた。

「大学通信教育基準」は、1947年12月に承認・決定された後、数次の申合せや軽微な改訂を経て、1975年5月と1986年3月に大きな改訂が行われている。そして、2006年3月には、大学による自己点検・評価および大学基準協会の評価者による大学評価のための評価基準として、また、各大学がその理念・目的の実現に向けた恒常的な改善への努力を行うための向上基準として生まれ変わり、現在に至っている<sup>2)</sup>。

表1は、この「大学通信教育基準」における面接授業に係る規定の変遷を一覧にしたものである。ただし、2006年3月改訂の現行基準は、前述の通り、その性格がこれまでとは著しく異なることから、この表には含めていない。

「基準」の記載を見ると、いずれも、①学士（号）の授与要件は大学（設置）基準によること、②卒業所要単位中30単位以上を必ず面接授業により修得しなければならないこと、③面接授業は通算1学年分以上に相当することを要すること、の3点が規定されており、1986年の改訂で30単位中10単位までは放送授業により修得した単位で代えることができるようになったこと以外<sup>3)</sup>、基本的に変っていない。しかし、改訂の際に付される詳細な「解説」ならびに数次の「申合せ事項」を見ると、面接授業の趣旨・目的、期間・単位数、そして実施場所に関する記載内容が少しずつ変化していることが読み取れる。

まず、面接授業の趣旨・目的について、当初は「通信によって教授することの困難な実験や実習を伴う科目を教える」という目的もあるにはあるが、それが主たる理由ではなく、「学生を一定期間学園で生活させ、学問的雰囲気と特殊な生活環境の下で勉学に刺激を与えると共に、各種の課外活動を通じて人格の陶冶育成に機会を与え」ることが眼目であるとしていた。しかし、1975年の改訂で、これらが姿を消す一方、「指導教員による直接指導の機会」とともに、当初は主たる理由ではなかった「実験実習を必要とする科目の実地学習の機会」が復活し、1986年の改訂でもこれが踏襲される<sup>4)</sup>。

次に、面接授業の期間と単位数について見てみよう。相当長期にわたる実施が必要であるという原則は一貫して示されているものの、具体的な実施方法となると、次第に短期・分割での実施を認める方向で基準の緩和が進められていることは明らかである。当初の基準は、面接授業の期間と単位数について具体的な数字を示さなかったが、1951年の申合せでそれらが示され、面接授業の規定がここで一応の完成を見る。そこでは、最終学年の1年間連続（一般に「通年スクーリング」といわれる）の他に、4回に分割する場合の期間と回数（昼間6週間、夜間10週間以上を4回）および修得できる単位数の上限（1期間につき最高8単位まで）が決められている。後者は、今でいう「キャップ制」である。しかし、同時に、半分の昼間3週間、夜間5週間以上で最大4単位までの単位修得も認められた。ただし、それは面接授業の単位とは認められなかったが、1958年の申合せでそれも認められることになる。さらに、1975年の改訂では、面接授業は「各大学の自主性の下に、各大学の責任において実施されるべきもの」とされるとともに、「1回の実施期間が継続して少くとも3週間以上」となり、それまでの昼間6週間に代わって3週間が標準となる。また、これは面接授業の変化を考える上で非常に重要なことだが、この改訂で、1期間で修得できる単位数の上限（いわゆるキャップ制）が撤廃される。さらに、1986年の改訂では、年間数回の短期間での分割実施を考慮する必要が指摘され、現在のスクーリングの実施形態の多様化をもたらすことになる。

最後に、実施場所については、1951年の申合せで、「通信教育を行う当該大学の校舎とし、臨時の施設等にて行うことはできない」と言い切っていたが、1975年の改訂では「実施大学の施設（あるいはその目的とくくに設定した施設）において実施することを原則とする」という少し緩やかな表現に代わり、1986年の改訂でついに大学の施設以外での実施が認められること

表1 「大学通信教育基準」(大学基準協会)における面接授業に係る規定の変遷

		「基準」の記載内容(原文のまま)	趣旨・目的
1947年12月決定 (解説は 1948年3月)		<p>一〇、学士号を与える資格の最低要求は大学基準による。</p> <p>1 卒業所要単位の中30単位以上を必ず面接授業により取得しなければならない。</p> <p>2 面接授業は通算1学年分以上に相当することを要する。</p>	<p>①通信によって教授することの困難な実験や実習を伴う科目を教えるのに必要。しかし、主たる理由はもっと他にある。</p> <p>②学生を一定期間学園で生活させ、学問的雰囲気と特殊な生活環境の下で勉学に刺激を与えると共に、各種の課外活動を通じて人格の陶冶育成に機会を与えようというのが、面接授業を織り込んだ眼目である。</p>
	申合せ事項 (1951年4月)	—	—
	申合せ事項 (1953年5月)	—	—
	申合せ事項 (1958年5月)	—	—
1975年5月改訂		<p>九、学士号の資格を授与する要件は、大学設置基準による。</p> <p>2 卒業所要単位中30単位以上を必ず面接授業により修得しなければならない。</p> <p>3 面接授業は、<u>通学課程の通算1学年分以上に相当することを要する。</u></p>	<p>通信による学習指導だけでは、<u>指導教員による直接指導の機会も与えられず実験実習を必要とする科目の実地学習の機会も与えられない関係上</u>、大学教育としての必要にして十分な実質的教育効果の発揚を期することが困難である。</p>
1986年3月改訂		<p>九、学士の称号を授与する要件は、大学設置基準による。</p> <p>2 卒業所要単位中30単位以上を必ず面接授業により修得しなければならない。ただし、<u>当該30単位のうち10単位までは放送授業により修得した単位で代えることができる。</u></p> <p>3 面接授業は、通学課程の通算1学年分以上に相当することを要する。</p>	<p>通信(印刷教材および放送)による授業だけでは不十分であり、実験実習を必要とする科目の実地学習の機会も与えられず、大学教育としての必要にして十分な実質的教育効果の発揚を期することが困難である。</p>

「解説」または「申合せ事項」の記載内容（要点）	
期 間・単 位 数	実 施 場 所
<p>①学生が都合のよい時に時々通学して教室授業に参加し、4箇年通算して1学年分の授業時間数に達すれば差支ないかの如く解するのは大いなる誤り。</p> <p>②4箇年に分割して行うにしても、毎回相当長期に亘って行われなければならない。</p> <p>③1回少くとも8単位程度の所要時間数を織り込む計画の下に実施する必要がある。</p>	<p>ここで云う面接授業とは、学園に於ける教室授業のことであって、個々の通信学生を一箇所に集めて授業することである。</p>
<p>①面接授業の期間は以下の3つとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最終学年の1年間連続</li> <li>・毎年昼間6週間以上のものを4回</li> <li>・毎年夜間10週間以上のものを4回、但し同一期の昼間夜間の面接授業を併修することはできない。</li> </ul> <p>②4回に分割して行う場合に与え得る単位は1期間につき最高8単位まで。</p> <p>③6週間乃至10週間の全期間を通じて出席した者でなければ面接授業としての単位を与えることは適当でない。</p> <p>④ただし、講義が完結している場合、<u>昼間3週間以上、夜間5週間以上の出席によって4単位を最大限として与えてよいが、これは面接授業本来の目的に照し好ましくない。</u></p>	<p>通信教育を行う当該大学の校舎とし、<u>臨時の施設等にて行うことはできない。</u></p>
<p>連続して3週間出席した場合も、単位を取得できるだけでなく、4単位を最大限としてこれを<u>面接授業の単位とすることもできる。</u></p>	—
<p>①年間6週間（昼間）乃至10週間（夜間）の学内面接授業に出席できない学生のために、学内及び学外における短期間の面接授業の単位を認める。</p> <p>②ただし、<u>面接授業による単位全体の3分の1を超えないものとする。</u></p> <p>③学外における面接授業は出張授業制及び協力校制によるものとする。</p> <p>④出張授業は1単位に要する授業日数は<u>昼間4.5日（1日の学習時間10時間）、夜間7.5日（1日の学習時間6時間）</u>を下ってはならない。</p>	<p>①出張授業は大学またはその他の<u>適当な教育施設</u>において実施する。</p> <p>②協力校は<u>大学または短期大学</u>とする。</p>
<p>①通信による学習指導の及び足らざる点を補完し、大学教育の実質的成果を実現するためには、<u>学習の全期間を通じて相当長期にわたる面接授業の実施が絶対に必要とされる。</u></p> <p>②面接授業は、各大学の自主性の下に、各大学の責任において実施されるべきものではあるが、これを毎年分割して実施する場合は、<u>1回の実施期間が継続して少くとも3週間以上にわたるようすることが望ましい。</u></p>	<p>実施大学の施設（あるいはその目的でとくに設定した施設）において実施することを原則とする。</p>
<p>①通信による授業の及び足らざる点を補完し、大学教育の実質的成果を実現するためには、<u>学習の全期間を通じて相当長期にわたる面接授業の実施が絶対に必要とされる。</u></p> <p>②各大学の自主性の下に、各大学の責任において実施されるべきものではあるが、これを各年に分割して実施する場合は、<u>1回の実施期間が継続して少くとも3週間以上にわたるよう措置することが望ましい。</u></p> <p>③しかし、学生が長期間継続して面接授業に出席することが困難な場合には、<u>短期間であっても年間数回に分割して実施するような制度を考慮する必要がある。</u></p>	<p>①実施大学の施設（あるいはその目的でとくに設定した施設）において実施することを原則とする。</p> <p>②ただし、必要に応じ、教育に支障がなく、かつ、教育の質的低下をもたらさない限度において、<u>大学の施設以外の場所でこれを実施することも認められる。</u></p>

になる。なお、1958年の申合せで、学外における面接授業として「出張授業制」と「協力校制」が認められるが、出張授業制は地域別に組織された学習グループ（いわゆる「学生会」）を単位として随時実施されるものであり、また、協力校制は保健体育に関する科目に限定されていることから、面接授業の一般的な実施方法とはなり得なかったと考えられる。

## 2.2 「大学通信教育設置基準」（文部科学省令）の変遷

1981年10月に制定された「大学通信教育設置基準」は、面接授業について、それが「大学設置基準」第25条（現行の第25条第1項）の方法による授業であり、「印刷教材による授業」および「放送授業」とならんで、大学通信教育における授業の方法の一つとして位置づけている（第3条）。そして、「卒業の要件として修得すべき単位数124単位のうち30単位以上は、面接授業により修得するものとする。ただし、当該30単位のうち10単位までは、放送授業により修得した単位で代えることができる」（第6条第2項）と規定している。この条文の前段は、大学基準協会の「大学通信教育基準」をそのまま踏襲したものである。

「大学通信教育設置基準」の制定に当っては、大学設置審議会大学基準分科会の大学通信教育・放送大学特別委員会がその検討を行い、1978年6月に「大学通信教育・放送大学特別委員会の審議状況について」（報告）を、次いで、1981年9月に「大学通信教育について一答申一」をまとめているが、そこには面接授業の趣旨・目的についての言及はない。また、期間・単位数、実施場所についても、「面接授業の具体的な実施態様の問題については、今後における大学間の協力体制、教育方法に係る技術の進歩等を配慮するとともに、各大学の創意工夫の実情等に鑑み、とくに基準を定めることなく各大学の自主性に委ねることが適当である」（「報告」）として設置基準には盛り込まれなかった。ただし、実施場所については、文部事務次官通達「大学通信教育設置基準の制定等について」（1981年10月29日文大大第225号）で、「学問的環境の中で学修できるようできる限り当該大学のキャンパス内でこれを行うものとするが、受講の便を考慮してキャンパス外で行うこともできる」としており、大学基準協会の「大学通信教育基準」に先んじて学外での実施に道を開いている。

その後、1998年3月の改正で「メディアを利用して行う授業」が授業の方法として加わり、まずは放送授業と同じく10単位まで代えることが認められ、さらに、2001年の改正で面接授業と全く同じ扱いとなった以外、面接授業に係る規定に大きな変化はなく、現在に至っている。

## 2.3 基準の変容と変質

以上、大学基準協会の「大学通信教育基準」および省令としての「大学通信教育設置基準」における面接授業に係る規定の変遷を見てきたが、どちらも基準そのものに大きな変化は見られない。しかし、とりわけ「大学通信教育基準」にあつては、数次の申合せ、ならびに改訂時の解説を検証することで、面接授業の在り方が大きく変容、変質していることがわかった。

そもそも人格の陶冶をめざし、一定の年数あるいは期間を学園で生活させることを目的として面接授業が卒業要件として課されたが、これを4年（4回）に分割し、通算1学年分以上に

相当させることが認められた。ただし、分割するにしても、毎回相当長期（昼間6週間、夜間10週間）にわたり、かつ1期間につき修得できるのは最高8単位までというキャップ制が設けられていた。実施場所は、当該大学の校舎に限られた。やがて、学園生活や人格の陶冶という趣旨・目的が消え、標準となる期間が半分に短縮され、1期間で修得できる履修単位の上限（キャップ制）が外れ、短期間での分割実施も認められ、学外での実施も可能になった。さらに、具体的な実施方法は各大学の自主性に委ねられることになり、結局、後に残ったのは30単位分の授業時間数の消化だけといったら言い過ぎだろうか。

そこで、こうした基準の変容と変質が、実際の面接授業の実施方法に、いつ、どのような形で反映されていくのか、あるいは反映されていないのか、A大学を事例として見ていきたい。

### 3. 研究の対象と方法

#### 3.1 研究の対象

本研究では、1947年に大学通信教育をスタートさせたA大学を対象とする。ここで、A大学を対象としたのは、以下の理由による。

第1に、A大学が日本の大学通信教育の開始時点から大学通信教育を行っており、通信教育制度の設計に大きく携わり、かつスクーリングについて、その目的や意義、実施形態、実施状況（参加者の状況）を機関誌において継続的に公表してきたことである。このことはスクーリングの開講状況を経年的に探るための最も重要な条件である。

第2に、A大学が大規模大学であることである。通信制大学は、近年でこそ中小規模の大学も増えたが、従来は、規模の経済で考えられる大規模大学がメインであった。こうした大規模大学であることは、大学通信教育の全体像、趨勢を追うためには必要な観点である。

第3に、A大学が日本の通信制大学の多くが持つ教員免許の課程は持つものの、その他の特定資格のための課程がなく、資格制度などによる影響を受けにくいと考えられるためである。特定の資格制度を持つことは、その資格制度の変遷や、資格をめぐる需給状況に左右されやすいため、スクーリングが制度からどのような影響を受けたのかを見えにくくする恐れがある。そのため、A大学は特定の資格制度に縛られない点で利点がある。

以上の観点から、本研究では事例としてA大学を採用した。なお、ここでA大学の概要を示しておこう。A大学は第二次世界大戦前に開設された総合大学であり、1947年に通信教育課程を開設した。A大学の通信教育課程は3つの文系学部からなり、これは開設当初から現在まで変わらない。また、A大学は季節ごとのスクーリング（主に夏期スクーリング）と夜間スクーリングをスクーリング実施の主軸としている。

#### 3.2 研究の方法

本研究ではA大学の機関紙・ニューズレターを対象とする。この機関誌（後にニューズレ

ターに変更)は月刊で、ほかに年数回の特別号がある。この機関誌では、通信教育の学びに関する事柄であるスクーリングや試験のことの諸連絡、教員や学生の声、学生会の状況などを掲載している。

本研究では、このうち、スクーリングの部分に着目し、スクーリングをめぐる全記述を、①制度変化、意義や目的の記載、②夏期スクーリングの実施状況と内容、③夜間スクーリングの実施状況と内容、④その他のスクーリングの状況の観点から整理した。

そして、この大学のスクーリングの主軸である夏期スクーリングと夜間スクーリングについてその変化をまとめ、本研究のはじめに概観した制度の変化との対照を試みた。

## 4. 結果

### 4.1 スクーリングの意義・目的の変化

まず、A大学におけるスクーリングの意義・目的の記述の変化に注目したい。ただし、A大学が機関誌でスクーリングの意義・目的を詳述していたのは1980年代前半までであるため、ここでは、その中から特徴的な記述、主要な変化を記載する。

初期の1948年には、「スクーリングの目的の一半は、その間にその大学の学風を得せしめることにあるのであって、これを考えると、六週間でも決して十分だとは言えない」とあり、学風の体得に重きを置いている。翌1949年になると、「学生の生活環境の大部分は職場であり自宅であって、通学生のように学園生活という環境を持っていない。ところで環境が人格を陶冶する力は極めて大きい。」とし、学風の体得を通じて人格の陶冶を行うことが重要であるとす

る。この後、しばらくスクーリングの意義の点で「学風の体得」と「人格の陶冶」への重きが置かれる。その点で、夜間スクーリングは「学校教育のもっとも重要な面である学園生活を十分に身につける機会が少ない」(1955)ため、夏期スクーリングに出席を求める内容となっている。この時期は、課外行事も重視され、「講義以外の時間を極力課外行事に活用して、できるだけ学園生活の雰囲気に入り、学友同士で楽しみあう機会を作り、更に知識を深めて貰おう」(1957)という大学側の意図が示されている。

一方で、1960年近くになると、スクーリングには、通信による教育の学習を補う機能もあることが示され始める。例えば、1959年には、スクーリングとは、「先ず第一に、通信による授業では学習効果が不十分な科目を学ぶこと」であり、「それにもまして、もっと大切な目的は学園生活を送ること」として、「学風を体得して頂くこと」を重視しつつも、それ以外の観点への言及もなされ始める。とは言え、1960・70年代はこの両面を強調しつつも、人格の陶冶、人間形成に重きが置かれ続ける。これは1969年の学園紛争によるスクーリングの中断はきんでも変わらない傾向であり、1973年には次の記述が見られる。「スクーリングの効果は二つの

面で重要である。学問をする態度をこの期間を通じて知ることができるだろうし、もう一つは、同じキャンパスの中で教職員や学友との人間交流、そこに醸し出される学園の雰囲気を通じて得られる人間形成に及ぼす教育効果としての側面とである。」

ただし、この後、徐々に人格の陶冶の側面は弱まっていく。例えば、1976年には、六週間にわたる学園生活の中で、「教員との人格的接触、友人との交りが生れ、その中から新しい学習方法を会得し、交友関係もでき、スクーリング出席の効果は大きなものがある。」としている。ここでは、人格的接触や友人との交わりといったコミュニケーション面を重視しているものの、人格の陶冶は前面に押し出されなくなっている。

同様に、1982年には、スクーリング出席の意義は「通信によるテキスト学習だけでは十分な教育効果は期待できず、教室での面接授業、すなわちスクーリングとあいまって充実したものになる」ためと、「教室では多くの学友と共に受ける教員からの直接の講義は大きな刺激ともなり、今後のテキスト学習にも役立つものである」ためと、「六週間にわたる学園生活の中で、教員との人格的接触、友人との交わりが生まれ、その中から新しい学習方法を会得すれば、スクーリング出席の効果はさらに大きなものとなる」ためとされ、記述に類似性は見られるものの、学習の充実の側面が徐々に強くなっている。

なお、1982年は、1981年に制定された大学通信教育設置基準が施行された年である。この設置基準では、人格の陶冶などの目的は言明されておらず、この設置基準の内容は、上記のスクーリングの記述に影響を与えているだろう。

なお、翌1983年には、後述するようにスクーリング期間の大幅な短縮があり、1983年以降、機関誌においてスクーリングの意義・目的に関する記述が見られなくなる。このようなことから、1980年代前半は、スクーリングのあり方の転換点であると考えられる。

## 4.2 夏期スクーリングの時間数の変化

ここからは、A大学のスクーリング実施の実態に迫りたい。

表2は、A大学でのスクーリング実施の変化である。表2から以下の変化がわかる。

まず、実施期間において、1947年の大学通信教育基準には「4箇年に分割して行うにしても、毎回相当長期」として6週間が想定されていたが、A大学では1948年は初年度の特例として4週間でスタートしている。しかし、1949年には期間が6週間と変わっている。

その後はしばらく原則6週間が続く。これは1950年代の申合せ事項で「昼間6週間以上のものを4回」としていることに合致する。そして、1975年の大学通信教育基準でも「学習の全期間を通じて相当長期にわたる面接授業の実施が絶対に必要とされる」とされている傾向と合致している。

一方で参加期間については注目すべきことがある。それは大学通信教育基準やその申合せ事項において、1951年の段階では「全期間を通じて出席した者でなければ面接授業としての単位を与えることは適当でない」としており、半分の期間の4週間で単位を認めるとされたのは

表2 夏期スクーリングの変化

	実施状況・記載内容
1948	スクーリング初実施、特例で4週間、前半のみ・後半のみ可（1科目1単位または0.5単位） 「半期間の出席はあくまで変則的な特例」と記載
1949	期間が6週間になる、ただし前半のみ・後半のみ可（1科目1単位が原則）
1950	期間は6週間で、1科目2単位、全期間出席が課される（各科目午前・午後の各1コマ）
1953	後半3週間のみでの出席が特例として許可される
1954	許可者に限り、前半3週間のみ、後半3週間のみが許可される
1956	夏期スクーリングに4週間が追加され6・4・3週間制になる（4週間は1年で廃止）
1959	4週間制が復活（1年のみ）、6週間（8単位）、前半・後半のみ（4単位）、4週間（5単位）
1968	課外活動重視期間（約1週間）の午後は課外活動のみ 「本年度はテキストと重複しない講義を行うことが原則」とされる
1969	学園紛争により中断（その後2年間、代替での追加履修が2単位まで認められる）
1970	学力考査の廃止、スクーリング試験のレポート代替が増えたとの記載がある
1971	前年同様、スクーリング試験はレポート代替が増加 1時限が100分から90分に短縮（期間は増減なし）
1976	スクーリング単位の卒業要件への算入に制限が付く 前期（1・2期）・後期（3・4期）のうち、3期午後が課外行事と明記される
1977	6週間だが、要綱上は、1期7日間（休みを除く）×4期で構成される
1981	大学通信教育設置基準制定 スクーリング時のレポートが廃止される
1982	大学通信教育設置基準施行 スクーリングの意義の記載に関してそれまでであった「人格の陶冶」が示されなくなる
1983	6週間4期8単位から5週間3期（各8日）8単位に 今まで全体（4期）で8単位から、2期で最大8単位に変わる 夜間と夏期の両方への参加が可能となる（ただし同一年度は8単位まで）
1987	条件を満たせば夏期・夜間で12単位まで履修可能であることが明記される
1992	実験的に2期目を8日間から7日間に短縮
1993	各期とも7日間（日曜除く）になる 授業時間が180分（90分×2）から200分（100分×2）に延長される（昼休み短縮）
1995	昼休みを延長し、終了が20分遅い16時50分となる
2008	放送授業以外にインターネット活用スクーリングが始まる（メディアスクーリング拡大） 理科の実験スクーリングが2期連続受講で2単位から1期で1単位の完結となる
2011	震災の影響により、各期が6日間（日曜含む）になる（授業時間は200分（100分×2））
2012	各期6日間が継続される、授業時間が210分（105分×2）になる

1953年においてであるにもかかわらず、表2からわかるように、A大学においては、1951年の申合せ前の1948年の段階では半期間での単位修得が認められていたことである。このことから大学側が、長期の出席が必要とは感じつつも、学生の利便性を考慮して、早い時期から半分

の期間の出席を認めていたことがわかる。

また、1975年以前では6週間とその半分の3週間のみが規定されていたが、A大学では4週間という変則スケジュールも認めている。この4週間は成功しなかったようで2回実施されたのみであるが、A大学においては、原則は踏まえつつも早い段階から、大学独自の実験的試みを行ってきたことがわかる。

その後、1969年の学園紛争を経て、スクーリングの修得単位数、時間数が若干減少をする。それは、1970年の「1969年のスクーリング中止への補償」としての、1期間10単位まで単位修得可能な措置や、1971年の1コマの時間数の10分削減などである。そして、その後は、6週間で4期に分け、実質の1回は2期14日間となり、半期は3週間ではなく、日数ベースでは2週間になっていく。

そうは言っても、1982年までは6週間がベースであることに変わりはなく、また6週間で8単位というキャップ制は守られていた。

これが、1983年に大きな転機を迎える。1983年にはスクーリングが、6週間4期8単位から5週間3期（各8日）に変わる。さらに今まで8単位修得には通しで6週間の参加が必要だったのに対し、この変更では2期合計16日間で8単位修得が可能になる。このようにスクーリングの参加負担はここで大幅に軽減される。なお、この1983年は、1981年に設立された放送大学学園が大学を設置した年である。このことの影響は、次の章で検討する。

その後の変化としては、1992年に実験的にスクーリングが1期8日間から7日間に変更され、それをもとに1993年から7日間になり、それに伴って1コマの授業時間が変更（90分→100分）されたこと、2011年に震災を受けて授業期間が7日間から6日間へと変更されたことがある。これらの変化は前述の大学通信教育基準や大学通信教育設置基準による変化というよりも、大学側の実験的な施行の結果として期間短縮がなされたに過ぎないだろうことがわかる。

ここで関連して、修得単位数の変化を見ていこう。修得単位数が明示化されたのは、1950年の原則6週間になってからで、6週間で8単位であった。その後、1953年に例外としての3週間が認められると、3週間で4単位の修得も可能となった<sup>5)</sup>。そして、一時期は4週間5単位の修得も可能となっていた。さらに、1977年ごろからは6週間8単位の原則は守られつつも、3週間のうち授業は7日×2期の2週間となっている。ここでは単位に関わる時間は減少しているものの、参加期間は変わらず、人格の陶冶のための課外活動が重視された影響が大きい。

これが、1983年に大きな変化を迎える。つまり、原則全期間ではなく、各期の参加がベースとなる。言い換えるならば、6週間で8単位という期間ベースの考え方から、1期間（8日間）で4単位、1単位分では90分×2コマ×8日間という授業時間ベースでの考え方によっていく。そして、この授業時間は100分×2コマ×7日間、105分×2コマ×6日間へと変化をしていく。

このように、1983年以前には6週間のまとまりで8単位、その間に多様な課外活動に取り組

むことを推奨するという考え方だったものが、1983年以降は決まった授業時間数に対して単位を与えるという考え方にシフトしたことが大きな変化である。

#### 4.3 夜間スクーリングの時間数の変化

次に夜間スクーリングの変化を検討したい。表3は1951年にスタートした夜間スクーリングの実施状況の変化である。

表3 夜間スクーリングの変化

	実施状況・記載内容
1951	夜間スクーリングが開講される 8単位までだが「全期間出席しなければスクーリング単位として与えられない」
1953	原則として参加回数が3回目までの者に限定（＝卒業論文執筆者は対象外）
1954	期間について12週で実施と記載
1955	12週，期間は夏休み前，月～金で一部土曜日に実施 平日は18～20時の120分で実施 単位修得には「5分の4以上の出席」が必要（欠席は3回まで）
1957	夜間スクーリングを春・秋の2期に分けて実施（1年で廃止）
1961	「夏期スクーリングに出席できる見込みがあれば，出来るだけ夏期スクーリングに出席すべき」として夏期スクーリングを推奨
1962	期間が夏休みをまたぐようになる
1964	12週（2単位，語学は1単位）だが，語学以外の1単位科目は6回と記載
1967	9月から約10週間，土曜日を含み12回講義と記載
1970	土曜日開講がなくなり月～金で12週，12回となる 語学以外の1単位科目は6回と記載
1971	11回講義に変わる，1回の授業は18～20時で同じ 語学以外の1単位科目は6回と記載
1977	10回講義に変わる，1回の授業は18～20時で同じ 語学以外の1単位科目は5回と記載
1984	夜間スクーリング学習に固有の問題は「日常生活と学園生活を如何に効率よく実行するかということ」と記載される 11回講義に変わる，1回の授業は18～20時で同じ 語学以外の1単位科目は5回と記載
1987	条件を満たせば夏期・夜間で12単位まで履修可能であることが明記される
1992	10回講義に変わる，1回の授業が18～20時10分の130分となる
2010	地方スクーリングが開催される（夜間・土日集中） （2010年は1ヵ所，2011年からは2ヵ所）
2013	夏期スクーリングと夜間スクーリングの時間数の統合 12回講義，1回105分×12回に変わる

表3からは以下の変化がわかる。

その第一は実施期間と時間数の変化である。夜間スクーリングは，はじめ夜間のみ参加可能で，8単位までと決められていた。また開始当初には「全期間出席しなければスクーリング単

位として与えられない」と明記されていた。これは、1951年の申合せ事項での「毎年夜間10週間以上のもを4回」で、「全期間を通じて出席した者でなければ面接授業としての単位を与えることは適当でない」という内容を反映したものであると考えられる。なお、実施期間が明確化された1955年においては、12週各回120分と授業のみで72時間が担保されており、申合せ上の10週より多めに授業が設定されていたことがわかる。

その後授業時間と日数、単位数は表4のように変化する。

表4 夜間スクーリングの実施形態の主な変化

年度	1955年	1971年	1977年	1984年	1987年	1992年	2013年
実施週	12週	11週	10週	11週	11週	10週	12週
実施時間	120分	120分	120分	120分	120分	130分	105分
条件	夜間のみで8単位まで				夏期と合わせて12単位まで		

表4からは、実施週の変更はあるものの10週以上という原則は守られていることがわかる。また、実施週や時間数はいつも減少傾向とは限らず、2013年には夏期スクーリングとの時間数の統合の観点から実施週が増加していることが注目に値する。

また、修得可能単位数の変化については、夜間のみ参加だけで8単位までであったのが、1984年の変更を契機に、1987年からは夜間・夏期を合わせて12単位までとなっていることがわかる。

この1984年・1987年の変化は、1983年の夏期スクーリングの変化を踏まえての変化と考えられるだろう。この変化によって、スクーリングの受講方法が特定の方法に縛られず、柔軟な組み合わせが可能になっていった。

## 5. 考察

### 5.1 放送大学の設立

表2・表3で検討したように、スクーリングの考え方が変わった地点は1980年代前半であるが、この時期の通信教育をめぐる最大の出来事は放送大学の設立である。そこで、ここでは放送大学設立時期の大学通信教育をめぐる変化について述べたい。

放送大学構想は、1960年代末から1970年代初めにかけて文部省によって打ち出された。具体的には、1969年の「映像放送及びFM放送による教育専門放送の在り方について」の答申を受け、同年の文部大臣と郵政大臣による報告「『放送大学』の設立について」の発表によりスタートした。そこには1960年代にユネスコによって提唱された生涯教育の理念、日本各地で起こった大学紛争の影響があった<sup>6)</sup>と言われる。その後、1972年には基本構想が提示され、1977年には「特殊法人放送大学学園」の新設が概算要求において要求された。だが、これは特殊法

人の新設抑制の方針で認められず、その後、国会に放送大学学園法案が提出されたものの、国が学費の安い大規模大学を新たに設置することへの既存大学や通信制大学の反発、独自に市民大学等の設置を構想していたメディアからの反発を受け、数年間は廃案が続いた<sup>7)</sup>。しかし、1981年には国会を通過、1981年6月に放送大学学園法案が公布、施行される。

## 5.2 放送大学の設立による大学通信教育設置基準の変化

この放送大学法案は、すぐ大学通信教育設置基準に反映される。具体的には1981年9月の「大学通信教育の基準について一答申」が出される際、その理由として放送大学学園法の成立、そしてそれにより放送等を効果的に活用した新しい形態の大学通信教育に適切に対応することの必要性が謳われている<sup>8)</sup>。

この答申において、単位の計算方法は以下のように規定されている。

- (1) 印刷教材による授業については、45時間の学修を必要とする印刷教材等の学修をもって1単位とする。
- (2) 放送授業については、1時間の放送授業に対して2時間の準備のための学修を必要とするものとし、15時間の放送授業をもって1単位とする。
- (3) 面接授業については、講義・演習、実験・実技等の別に従い大学設置基準第26条各号に定めるところによる。

一方、15週の授業時間について、1974年に放送大学（仮称）設置に関する調査研究会議により提示された「放送大学（仮称）の基本構想」では、放送授業について、「45分番組週2回15週の放送で1つの科目の放送が終了するようにする」とされ、これを踏襲して開学した放送大学では放送授業は基本的に毎週1回45分の放送15回をもって完結となり、面接授業では毎回2時間15分（45分×3）の対面講義または演習の形で、隔週ないし毎週5コマ、学習センターで行うことになる。この時は放送授業科目の履修と単位修得を面接授業の条件としていた。だが、1988年にはその仕組みはなくなり、1989年にはこれらの授業時間を一時期に集中させる履修形態の「集中型」や連続する土日の履修形態の「土日型」により実施されることになる<sup>9)</sup>。

こうした流れを見ると、放送大学設立以前は、厳密に6週間連続出席（少なくとも3週間連続出席）で、期間中に自学自習も課しており、期間ベースであったのに対して、放送大学設立、その構想を契機に授業時間数ベースで単位数を考える風潮に変わったことが理解できる。

さらに、こうした時間ベースは放送大学の改革の中で、2日で1科目履修可能という超短期の履修も可能とすることとなり、各大学の時間ベースの考え方を強めたと言えるだろう。

## 5.3 放送大学設立のインパクト

A大学は、それでもスクーリングの時間や期間を長く定めている方である。表5は主要大学の放送大学設立前後におけるスクーリング実施の変化である。これを見ると、各大学が放送大学設立の前後にスクーリング実施の様相を大きく変えて、自学自習を含まないスクーリング時間の計算へと変化させていることがわかる。このように、1980年代前半までとそれ以降では

表5 主要大学のスクーリング実施の変化

	A 大学	B 大学	C 大学
1971年	昼間 6 週間（出席でない場合は 3 週間も可）	昼間 6 週間 履修単位 8 単位	6 週間開講 1 回で 8 単位まで
1980年	6 週間で 8 単位 （3 週間では 4 単位）	約30日間で12単位	約 4 週間で 8 単位修得可
1990年	1 期は 8 日間で 3 期実施 8 単位まで修得可能	1 期は約 7 日間で 3 期で12単位まで可能	4 週間で 4 期に分ける 12単位まで修得可能
2015年 現在	1 期は 6 日間で 3 期実施 8 単位まで修得可能	1 期は 6 日（3 日もあり） 3 期で14単位まで修得可能	1 期 3 日間，3 期で 6 単位まで （スクーリングのみの場合）

（各大学の入学案内，機関誌，HP をもとに作成）

1 単位をめぐる考え方が大きく変わった。

表 5 からは，1980年代前半以降，スクーリングは授業時間数を担保できればよいという考え方になり，大学によってはかなりの期間短縮をしていく。本研究の主たる対象の A 大学においても，1990年以降に 2 度，夏期スクーリングの実施期間を短縮していた。ただし，これらの変化は，制度やそれをめぐる考え方の変化というよりも，18歳人口の増加のあおりを受けて大学通信教育に与る受講者数が急増したことへの対応や，震災が起きて受講期間を短くした結果，他大学との競合の点からも期間短縮が是とされただろうことなど，結果的に短くなったに過ぎない事象である。

以上を見ると，放送大学こそがスクーリングの実施に関わる単位の考え方に最も大きな影響を及ぼしたことがわかる。この変化は，学習者の過度な時間拘束を解消したとみることもできるし，一方で，通信制における単位の実質化の発想を狂わせたとも言えるだろう。

## 6. まとめに代えて

本研究では日本の通信制大学をけん引してきた大学の 1 つである A 大学におけるスクーリング実施の状況を観察し，実際に起こった幾度かのスクーリングの変化を示し，関連する事象について検討した。

スクーリングの実施の変化は，これまで印象論として語られることが大きかった。それに対して，本研究では，A 大学の事例にとどまりつつも，スクーリングが実施期間の点で減少したことがあることを示した。さらに，それが震災や大学の実験的取り組みといった偶発事象を除けば，実質的に放送大学構想のみがその期間の減少に寄与したことを示した点で意義があると考えられる。

日本の大学通信教育は私立大学中心に歴史を刻んできた。だからこそ，公的性格を持ち，メディアを用いた放送大学の影響は大きかった。近年，大学通信教育に関しては，再びメディア

の影響力が強くなっており、メディアスクリーニングが活発化し、また MOOCs のような一機関にとどまらない学習形態も進出している。今後、こうしたメディアがスクリーニングを変える可能性もあるだろう。

対面の重要性や人格的な触れ合いの重視によりスタートした大学通信教育のスクリーニングも、現在では学習の契機、仲間づくりの契機といった意味合いになってきている。こうした中で、他の学習方法がスクリーニングの短縮にどこまで寄与するのか、しないのか、今後も見守っていききたい。

注

- (1) 白石克己, 2008, 「遠隔教育から見た対面教育の再評価」『日本通信学会 56th 研究協議会 研究論集』日本通信教育学会, pp.3-11
- (2) 財団法人大学基準協会, 2006, 『大学通信教育基準』(大学基準協会資料第63号): 1.
- (3) 1981年10月に制定された「大学通信教育設置基準」(文部省令) 第6条第2項の規定に倣ったものである。
- (4) 表にはないが、2006年3月の改定で、「集団生活を通じその人格を陶冶し能力を高めるための学生の課外活動に対し、大学が適切な指導や支援を行うことが重要である」として「集団生活」や「人格の陶冶」が再登場することになる。これを時代錯誤と見るか、質保証が強く求められる時代の一つの良識と見るか、意見の分かれるところである。
- (5) 3週間は1940年代にも認められていた時期があったが、この時期は6週間および3週間で何単位が修得かが明確でなかったため、ここでは単位数が明確となった1950年以降について論じた。
- (6) 放送大学学園, 2015, 『放送大学30年史』放送大学学園, p.46
- (7) 放送大学学園, 2015, 『放送大学30年史』放送大学学園, p.53
- (8) 放送大学学園, 1984, 『放送大学十年史』放送大学学園, 資料編 p.42
- (9) 放送大学学園, 2015, 『放送大学30年史』放送大学学園, pp.63-4

(いしはら はるこ 嘱託研究員/星槎大学事務職員)

(こばやし けんたろう 嘱託研究員/㈱デジタルナレッジ執行役員)

(すずき かつお 嘱託研究員/桜美林大学大学院教授)